

平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	婦人相談所運営費負担金			<b>担当部局庁</b>	雇用均等・児童家庭局			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	平成14年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	家庭福祉課			大隈 俊弥	
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第1項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項			<b>関係する計画、通知等</b>	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
<b>主要政策・施策</b>	少子化社会対策、男女共同参画			<b>主要経費</b>	社会保障				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。								
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	都道府県内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等を他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行う。 ・実施主体 : 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市 ・補助率 : 5/10								
<b>実施方法</b>	負担								
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	19	17	18	18	18		
	執行額	16	15	16					
執行率(%)	84%	88%	89%						
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	定量的な目標が設定できない理由及び定量的な成果目標 当該経費は負担金であり、保護の対象に応じて、当然必要となる経費であるため、目標値の設定には馴染まない。			DV被害者など、要保護女子の保護の推進を図ること。 平成24~26年度において、「売春防止法」に基づく、要保護女子等の更生保護及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、配偶者からの暴力被害者等の保護に際し、婦人保護施設への移送や、通訳の雇上や医療費の負担などの生活支援等に寄与している。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	
	DV被害者など、要保護女子の保護の推進を図るために、婦人相談所において適確に相談を受けること。	婦人相談所における相談件数	実績	件	288,313	302,197	303,332	-	
			目標値	件	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	保護人員	活動実績	人	1,779	1,408	1,438			
		当初見込み	人	2,028	1,855	1,842	1,824		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位あたりコスト=X/Y			単位当たりコスト	円/人	8,991	10,713	10,974	9,964
	X=「当該年度執行額(円)」 Y=「当該年度保護人員(人)」			計算式	円/人	15,995,334 / 1,779	15,083,932 / 1,408	15,780,936 / 1,438	18,174,000 / 1,824
平 成 2 7 ・ 2 8 年 度 予 算 内 ( 単 位 : 百 万 円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	旅費	8	8	・対象人数の変動 ・医療費単価の改定					
	消耗品費	4	4						
	通訳雇上費	1	1						
	通信運搬費	1	1						
	その他	4	4						
	計	18	18						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業の目的は、売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した外国人のDV被害者や人身取引被害者への通訳の雇上費用、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移送などを都道府県が行う場合に要する経費を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業であることから、国で負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、また、DV被害女子等の身体・生命に関わる事業であることから、重要性が高く、国が実施すべき事業である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、DV被害者等を一時保護するための活動経費であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであり、適正なものである。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	婦人保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、婦人相談所の活動経費を限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要保護女子の人員が予定を下回ったことから執行率が88.9%となったものである。		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	平成24年度から平成26年度にかけて、婦人相談所における相談件数は年々増加しており、DV被害者など、要保護女子の保護の推進が図られている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	平成26年度において、当初見込み1,842人に対して活動実績が1,438人であることから、ほぼ見込みどおりとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	婦人相談所運営費負担金は、都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等を他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行うものであり、婦人保護事業費補助金や婦人保護事業費負担金とは事業内容、費目、使途が異なるものであり、適切な役割分担がなされている。		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	雇用均等・児童家庭局	679	婦人保護事業費補助金			
雇用均等・児童家庭局	681	婦人保護事業費負担金				
点検・改善結果	点検結果	本事業は、都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した外国人のDV被害者や人身取引被害者への通訳の雇上費用、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移送などを都道府県が行う場合に要する経費を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は平成24年度84.2%、平成25年度88.2%、平成26年度88.9%と高い割合で推移しており、また、保護人員においても平成24年度に1,779人、平成25年度に1,408人、平成26年度に1,438人という実績があり、支援を必要とする女性に対して必要な相談等を実施する婦人相談所の体制整備を今後も推進していくために、平成27年度以降も引き続き本事業は必要である。				
	改善の方向性	点検結果からも見られるように、ニーズに対して適切に事業を実施していることから、今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がないよう留意し、継続して事業を実施していく。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現り状	点検結果も妥当であり、婦人相談所の体制整備の推進に必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通現り状						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	397	平成23年度	356	平成24年度	304	
平成25年度	665	平成26年度	669			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
16百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 〕



【負担】

A. 都 道 府 県(47か所)  
婦人相談所を設置する指定都市  
16百万円

〔 婦人相談所の運営事業の実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京都			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	通信運搬費	通信運搬費	0.6			
	旅費	旅費	0.3			
	通訳雇上費	通訳の委託費	0.1			
	その他	消耗品費等	0.4			
	計		1.4	計		0
	B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	
C.			G.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	
D.			H.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	1.4	-	-
2	大阪府	"	1.3	-	-
3	千葉県	"	1.2	-	-
4	愛知県	"	0.6	-	-
5	兵庫県	"	0.4	-	-
6	埼玉県	"	0.4	-	-
7	京都府	"	0.3	-	-
8	岐阜県	"	0.3	-	-
9	福岡県	"	0.3	-	-
10	新潟県	"	0.3	-	-